## 魚津市告示第152号

魚津市地域力創造アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和3年5月11日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域力創造アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招 へいし、本市に対する助言及び指導を通じた地域力向上に資する取組を展 開することにより、本市独自の魅力及び価値の向上並びに地域全体の活性 化を図るため、魚津市地域力創造アドバイザー(以下「アドバイザー」と いう。)を設置する。

(委嘱)

- 第2条 市長は、本市に住所を有しない者で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、アドバイザーを委嘱する。
  - (1) 総務省地域人材ネットに登録されている者
  - (2) 地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する者

(活動経費)

第3条 アドバイザーの活動に要する経費は、予算の範囲内で本市が負担する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から3年以内とする。

(任務)

- 第5条 アドバイザーは、市長の求めに応じ、又は必要に応じ、次の事項に ついて、市に助言及び指導を行う。
  - (1) 地域人材資源の発掘に関すること。
  - (2) 地域資源の分析に関すること。
  - (3) 域外企業などとの連携可能性調査に関すること。
  - (4) 地域活性化に向けた施策の提言に関すること。
  - (5) その他、市長が特に必要と認める事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この告示は、公表の日から施行する。